

岐 阜 県 公 報

第 四 百 八 号

令 和 五 年 六 月 二 十 七 日

(火 曜 日)

目 次

告 示

保安林の解除をしようとする旨の通知
保安林に指定する予定である旨の通知

(森 林 保 全 課) 二 九 一
(同) 二 九 一

公 示

県営土地改良事業計画の決定
開発行為の工事の完了

(農 地 整 備 課) 二 九 三
(建 築 指 導 課) 二 九 三

告 示

岐阜県告示第二百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和五年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

下呂市金山町福来字中川渡二三二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
 郡上市高鷲町大鷲字洞二七五二の二・二七五三（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的
 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡大野町大字牛洞字善ヶ洞二五五九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び大野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡東白川村越原字菊久里一三三二の一、一三三二の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字菊久里一三三二の一・一三三二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の
県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の
写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
----------	---------	---------

跡津・西上田地区

下 呂 市 役 所

令和 五・ 六・二七から
七・二六まで

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）
第三十六条第三項の規定により公示する。

令和五年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第一 五五号の二四 令和 四・一・一一	瑞穂市祖父江字伯母塚中二八〇番一の一部	岐阜県岐阜市西改田東改田入会地二番地一 株式会社サイトウ 代表取締役 齋 藤 幸二郎
岐阜県指令岐西建築第一 五六号の三 令和 四・七・一四	羽島郡岐南町平島三丁目一六五番及び一六六番	岐阜県各務原市那加長塚町二丁目一三八番地 株式会社ハヤシモールド 代表取締役 林 弘 和
岐阜県指令岐西建築第一 五七号 令和 四・一一・一四	羽島郡笠松町田代字古地九六三番一、九六五番一及び九六六番一	岐阜県岐阜市北一色三丁目九番二一 株式会社タカオホームソリューションズ 代表取締役 野 尻 大 名
岐阜県指令岐西建築第一 六一号 令和 五・三・二七	不破郡垂井町表佐字東小柳四九九五番一から四九九五番四まで	兵庫県神戸市兵庫区築地町三番五二号 株式会社菜果 代表取締役 左 倉 広 樹
岐阜県指令岐西建築第一 六二号の六 令和 五・一一・一一	安八郡神戸町大字末守字清水七九番一	岐阜県大垣市波須三丁目三七番地一 岡本住建株式会社 代表取締役 岡 本 英 之

岐阜県指令中建築第八五号の七
 令和 四・ 五・一二
 岐阜県指令中建築第六五号の三
 令和四・ 八・二三
 岐阜県指令中建築第六五号の七
 令和五・ 一・ 五

関市山田字青田七二三番一の一部、七二三番四、七二三番六の一部、七二八番一の一部、七二三番一の一部、七二三番三、七二四番二、七二四番三の一部、七二四番四の一部及び関市所管法定外公共物（水路）

岐阜県岐阜市日野南五丁目七番一号
 藤沢工業株式会社
 代表取締役 藤 沢 克 浩

令和五年六月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社